

助け合い 生きる安心 社会保険

社|会|保|険 しまね

平成30年 5月号

No.815

Index

P2. 日本年金機構からのお知らせ

P3. 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4. 島根県社会保険協会からのお知らせ

月照寺(島根県松江市)

大亀伝説が残る、歴代松江藩主・松平家の菩提寺。アジサイが美しいことでも知られ、多くの観光客が訪れます。

平成30年度の社会保険事務説明会について

平成30年度の社会保険事務説明会を全国健康保険協会島根支部と合同で開催します。

今年度の説明会では、従来の算定基礎届を中心とした説明に加え、マイナンバーによる届出の取り扱いについて説明を行います。6月に開催する日程などは、あらためて案内文書を送付しますのでご確認ください。



算定基礎届の提出は7月です。

算定基礎届は、その年の9月1日から翌年の8月31日までの標準報酬月額を決定するために必要な届書です。この標準報酬月額は、厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、正しく届け出をするため、**提出に向けて早めの準備**をお願いします。

- ◎提出時期は7月1日から7月10日(火)までです。
- ◎届出の対象者は7月1日現在のすべての被保険者です。

本年から被保険者と70歳以上被用者の算定基礎届の様式を統一して、一緒に記載して届出が行えるようになりました。被保険者等が記載された算定基礎届は6月初旬までにお届けする予定です。(電子媒体届は6月中旬以降)

郵送先

提出される場合は、岡山広域事務センターへ直接郵送していただくようお願いします。
〒700-8501 岡山市北区新屋敷町1-1-18
山陽新聞新屋敷町ビル5F
日本年金機構岡山広域事務センター
※H30年5月から入居ビル名が上記のとおり変更になります

被扶養者(異動)届の様式変更について

平成30年3月から被保険者資格取得届、資格喪失届、月額変更届など届書の様式変更がされています。被扶養者(異動)届も国民年金第3号届との複写式の届から、被扶養者(異動)届と国民年金第3号届を統一して、1枚の届書(A4縦型)になりました。

- 被扶養者(異動)届と第3号届の統一により、両方の届出が1枚の届書で同時に行えます。
- 健康保険の被扶養者で配偶者以外の被扶養者を届出する際にマイナンバー(個人番号)の記載をお願いすることになりました。

当機構で被扶養者のマイナンバーが確認できない場合は事業主の方へ確認が必要となり、保険証の発行が遅くなる場合が生じます。

●第3号被保険者の本人確認措置の実施方法

3号届の手続きにおいて事業主が行なう本人確認措置の実施方法には、以下の3通りあり、確認方法毎に実施主体が異なります。※3通りの方法のうち、いずれの方法を採用するかは、事業主の判断に委ねられます。

第3号被保険者の本人確認	説明
1 直接提出の場合 ▶事業主	第3号被保険者が事業主に3号届を直接提出する場合は、 事業主 が第3号被保険者の本人確認を行います。
2 代理提出の場合 ▶事業主	厚生年金被保険者が第3号被保険者の委任を受けて、代理人として事業主に3号届を提出する場合は、 事業主 が第3号被保険者の本人確認を行います。
3 確認事務の委託の場合 ▶厚生年金被保険者	事業主が厚生年金被保険者に個人番号関係事務(本人確認の事務)を委託する場合は、 厚生年金被保険者 が第3号被保険者の本人確認を行います。

① 第3号被保険者に関し、この届書記載のとおり届出します。
平成 年 月 日
氏名 (フリガナ) (氏名)
※第3号被保険者関係届の提出は配偶者(第2号被保険者)に委任します

② 住所 同居 平 年 月 日
別居 平 年 月 日
③ 被扶養者(第3号被保険者)になった日 7. 平成 年 月 日
④ 被扶養者(第3号被保険者)でなくなった日 7. 平成 年 月 日
理由 1. 配偶者の 2. 結婚 3. 離職・取
理由 1. 死亡(平 2. 離婚 3. 就職・取

※3号届の様式の第3号被保険者欄に「※届書の提出は配偶者(第2号被保険者)に委任します」の文言を設けます。→上記2)のケースでは、3号届の口々にチェック✓を入れます。その場合は、様式を委任状として取扱うことができ、第2号被保険者(厚生年金被保険者)が第3号被保険者の代理人として事業主に届書を提出することができます。

お問い合わせ先

■ 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540
■ 浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

■ 出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045

被扶養者の再確認と マイナンバーの確認の同時実施について

—今年度はマイナンバー確認もあります!—



協会けんぽでは、高齢者医療制度への納付金及び保険給付の適正化^(※1)を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるか、毎年度、再確認しています。

平成30年度は、併せて被扶養者と70歳以上の被保険者のうち、協会けんぽが管理している情報と住民票の情報が相違している等の理由から、**マイナンバーの確認ができない方について、その確認作業を同時実施**いたします。

この確認は、保険料負担の軽減及び健康保険事務の簡素化・効率化^(※2)につながる大変大切な確認作業ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※1)平成29年度の実績(削除人数):約7.6万人 削除による効果額(高齢者医療制度への負担軽減額):約18.4億円

※2)マイナンバー制度導入により手続きや添付書類が減り、健康保険制度がより便利になります。

確認の実施内容について

手続き	被扶養者の再確認	マイナンバーの確認
確認の対象となる方	平成30年4月1日における18歳以上の被扶養者の方 ※任意継続被保険者の被扶養者は除く	被扶養者と70歳以上の被保険者のうち、マイナンバー確認ができない方
	●対象者がいない事業所にはリストの送付はありません。	
送付時期	平成30年6月上旬から7月中旬(順次送付)	
送付物	<ul style="list-style-type: none"> ●「被扶養者状況リスト」 ●被扶養者調書兼異動届(扶養を外す届) ●返信用封筒(提出用) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「マイナンバー確認リスト」 ●返信用封筒(提出用) ※対象者10名以上の事業所にはリストデータを入力したCD-Rを送付します。 
	●「被扶養者状況リスト」及び「マイナンバー確認リスト」共に対象となる事業所には両リストを同封して送付します。	
事業主様にお願ひする手続き	リストの該当被扶養者が、現在も被扶養者の条件を満たしているか確認していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ①削除となる被扶養者がいない場合 →被扶養者状況リストのみ提出 ②削除となる被扶養者がいる場合 →被扶養者状況リスト、被扶養者調書兼異動届、該当者の保険証を提出 ※被扶養者調書兼異動届は内容確認ののちに協会けんぽより日本年金機構へ回送し、処理後に日本年金機構より通知書を送付します。 	リストの該当者について以下のとおりマイナンバー収集していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ①該当者が被保険者の場合 →事業主様より被保険者に説明の上、事業主様がリストにマイナンバーを記入し提出 ②該当者が被扶養者の場合 →被保険者をとおして被扶養者に説明の上、事業主様がリストにマイナンバーを記入し提出 ※ご提出後、協会けんぽにてマイナンバーの登録を行います。 
	<ul style="list-style-type: none"> ●ご提出は返信用封筒でお願いします。 ●「被扶養者状況リスト」及び「マイナンバー確認リスト」共に対象となる事業所は両リストを同封してご返送ください。 	
提出期限	提出期限:平成30年8月17日(金)	※マイナンバー確認のみで対象者が10人未満の場合、平成30年6月上旬に発送します。この場合の提出期限は平成30年6月29日(金)となります。



浜田地区ソフトボール大会のお知らせ

浜田支部主催の、平成30年度ソフトボール大会は次の日程で開催を予定しています。

浜田会場 平成30年6月10日(日) 石見海浜公園グラウンド

益田会場 平成30年7月15日(日) 久々茂コミュニティー広場

開催のご案内は、当協会のホームページ「お知らせ」に掲載しておりますのでご覧ください。

また、今までに参加されたチームには別途お知らせしますので、準備をよろしくお願いいたします。



募集

「年金シニアライフセミナー」のお知らせ

年金シニアライフセミナーは、年金委員、人事・厚生担当、定年前の厚生年金被保険者及びその配偶者の方等を対象に、年金制度を中心とした社会保険全般の知識を習得していただき、充実したシニアライフに役立てていただくものです。お配りするテキストに沿って、60歳以後の年金調整のしくみ等について解説いたします。

なお、会員事業所様を対象とした事業ですが、空席がある場合にのみ会員以外の事業所様の受講を可とします。

	開催日時		場所	定員	申込締め切り
隠岐の島町会場	7月25日(水)	13:00~16:40 ※受付は12:30~	隠岐島文化会館(集会室)	40名	6月25日(月)
島前地区会場	7月26日(木)	9:00~12:40 ※受付は8:30~	西ノ島町黒木公民館(会議室)	40名	

講師 坂根社会保険労務士

費用 会員事業所様は無料です。(その他の経費は受講者負担)
会員以外の事業所様は3,000円です。(資料代以外の経費は受講者負担)

申込 ホームページに掲載する受講申込書により、FAXで申し込んでください。
なお、受講は1事業所2名までとさせていただきます。



お願い

「平成30年度版 社会保険の事務手続」の送付について

- 1冊申込の事業所様には今月号に同封してお送りしております。
- 2冊目以降をご希望の事業所様には、事務手続1冊及び追加購入用FAX用紙を同封してお送りしております。

申し込みハガキを送ったのに同封されていない事業所様

- 今年度の社会保険協会費をご納入いただいておりますでしょうか。
- 送付先事業所名などが記載されていないハガキがあり、送ることができません。

※お心当たりの事業所様は、電話にて当協会までお申し出ください。

ご案内

「プール・ジム利用助成・夏期助成事業」について

7月からご利用いただける、平成30年度の「プール・ジム共通利用券」を今月号に同封いたしました。6月末までは、前回お送りしています平成29年度の券(水色)をご利用ください。

対象施設

- 鹿島総合体育館 ● ラ・ペアーレ浜田
- テルサスポーツクラブ ● マリントラソ出雲

例年、7月後半から実施しています夏期助成事業(海の家・山の家利用助成)のご案内は、7月発行の「社会保険しまね」に同封する予定としています。

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから!

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>

島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社|会|保|険|しまね

発行者 / (一財) 島根県社会保険協会
TEL.0852-27-5059
文書提供 / 松江・出雲・浜田年金事務所、
全国健康保険協会島根支部

2018.5.15発行

通巻815号

※次回の発行については平成30年7月を予定しています。